

社会福祉士養成教育における専門職団体との連携

－ 兵庫県社会福祉士会との連携を通して －

高 橋 昌 子

Cooperation with a professional group in social worker training education

－ Through cooperation with Hyogo Association of Certified Social Workers －

Masako TAKAHASHI

要 旨

生活ニーズの多様化により、現代社会では複雑かつ多様な問題や課題を抱える人々が増えている。そうした人々の自立を目指す支援がより必要となっており、ソーシャルワーカーのなかでも相談援助の専門職である社会福祉士への期待も大きい。

本稿では、社会福祉士養成校と専門職団体である社会福祉士会の協力体制が、いかに後継者育成に貢献できるかを考察する。先駆的な事例として、兵庫県社会福祉士会の実習教育支援委員会が2013年より始めた「大学との連携事業」を取り上げ、養成校での科目への取り組み方、社会福祉現場で活躍する社会福祉士と学生との交流等を通じて、事業開始後、短期間ではあるが学生と社会福祉士、両者への効用が表れた。今後の社会福祉士養成教育と、社会福祉専門職後継者育成の場での活用を期待し、本事業のさらなる向上を目指したいと考える。

キーワード：社会福祉士、社会福祉士養成教育、ソーシャルワーク、相談援助、専門職団体、後継者育成

はじめに

現代社会では、様々な問題を抱えながら生活している方々や地域が増え、生活ニーズはますます多様化している。そうした複雑かつ多様な問題や課題を抱えるクライアントの自立を目指し、支援していく専門職としてソーシャルワーカーが活躍している。そして、国家資格を有するソーシャルワーカーの一員として社会福祉士の活躍が期待さ

れているのである。今や、社会福祉士の活躍の場は、支援を必要とする人々の年齢、性別、生活環境等多様であり広範囲となっている。こうした社会的要請に対応すべく、より実践力の高い社会福祉士を養成しようと、2007年に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士養成教育の内容が見直されたのである。社会福祉士養成校としての役割と責務として、社会福祉現場での活躍を目指す学生に対して、社会福祉士の魅力

を伝えることも重要である。

本稿は、養成校と専門職団体である社会福祉士の連携の事例を通して、今後の社会福祉士養成教育の向上を目指したい。

1. 新しい社会福祉士養成教育

1987（昭和62）年5月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」により、社会福祉士は福祉の援助を必要とする方々に対して、専門的知識と技術をもって相談援助を行うものとして国家資格として定められた。それから、20年後の2007（平成19）年12月、「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士の定義が見直され、さらに、社会福祉士の資質の向上を図るために社会福祉士養成課程のカリキュラムも大幅に見直されることとなった。

厚生労働省のホームページによると、教育課程改正の理由を、説明資料「社会福祉士養成教育における教育内容等の見直しについて」の冒頭で、以下のように指摘している。

I－①新たな教育カリキュラム

1. 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、

- ①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められてい

る¹⁾。

また、具体的な教育内容等の見直しの概要としては、目標を「高い実践力を有する社会福祉士の養成」とし、一般養成施設での授業時間を次のように増やした。

・授業合計時間数 1050時間→1200時間

専門的能力重視

（演習・実習・実習指導 390時間→420時間）

実技習得重視

（地域福祉系 30時間→120時間）

地域支援重視

（社会福祉調査 0時間→30時間）

エビデンス重視

国家試験科目である18科目ならびに実習・演習に関する主な変更内容は以下になっている。

（1）人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法²⁾

この科目群の中には旧「医学一般」に対応する『人体の構造と機能及び疾病』（30時間）、旧「心理学」に対応する『心理学理論と心理的支援』（30時間）、旧「社会学」に対応する『社会理論と社会システム』（30時間）、旧「社会福祉原論」に対応する『現代社会と福祉』（60時間）、そして旧カリキュラム（以下、旧カリ）には直接対応するものがなかった『社会調査の基礎』（30時間）が含まれる。これらの科目は新カリキュラム（以下、新カリ）全体の中で「基礎的」部分を担当していると考えられる。「基礎的」ということは難易度が低いという意味ではなく、社会福祉士に必要とされる知識、技術、実践活動の（知識レベルでの）基礎をなすものと考えられる。

（2）総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術³⁾

新カリでは本科目群の領域は180時間に増え、『相談援助の基盤と専門職』（60時間）と『相談援助の理論と方法』（120時間）となっている。この領域の旧カリに対応する科目は「社会福祉援助技術総論」、「社会福祉援助技術各論Ⅰ」、「社会福祉援助技術各論Ⅱ」となっており、全体で180時間

の授業で構成され、この他に「社会福祉援助技術演習」を60時間行うことになっていた。これが、2000年改正で「社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ」としてまとめられ、60時間分が「社会福祉援助技術演習」へ移行し、総時間数は120時間とされた。本科目群の教育目的は、学生に「総合的で包括的なサービスを提供する必要性やその専門知識」を理解させて身につけさせることである。

(3) 地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術⁴⁾

本科目群の学習内容では、地域福祉が鍵概念となる。したがって、本科目群を構成するのは『地域福祉の理論と方法』はもちろんのこと、『福祉行政財と福祉計画』、『福祉サービスの組織と経営』の学習も地域福祉の理解が前提となる。本科目群の学習基盤は、地域福祉とソーシャルワークであり、前述したように、今後の社会福祉士に求められる役割のうち、「地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける」という役割は本科目群と密接に関係している。

(4) サービスに関する知識⁵⁾

本領域の各科目は、大別すると2つの群に分けることができる。

第1は、福祉サービス利用者からサービスを俯瞰する形となる『高齢者に対する支援と介護保険制度』、『障害者に対する支援と障害者自立支援制度』、『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』、『低所得者に対する支援と生活保護制度』である。そして、第2に、サービスや制度から、それを活用する多様な利用者を見ていく形態の『保健医療サービス』、『就労支援サービス』、『権利擁護と成年後見制度』、『更生保護制度』である。前者は、「利用者からサービスをみる」科目であり、後者は「サービスを通して利用者を見る」科目といえよう。

(5) 実習・演習⁶⁾

新カリでは、『相談援助演習』(150時間)と『相談援助実習指導』(90時間)ならびに『相談援助実習』(180時間)を総合的かつ体系的に教育す

ることとなった。

上記(1)～(4)の科目群の学習の成果は国家試験で測定されるが、『実習・演習』に関する修了の判定は個々の養成機関にゆだねられている。ということは、養成校がいかに実践力を高めようとしているのかということ問われる科目群でもある。

特に、実習・演習については、「大学等における指定科目や基礎科目の教育内容、時間数、教員要件など養成施設と同等の基準を満たさなければならない。」とした。こうして社会福祉士養成教育に携わる教員、特に実習ならびに演習担当の教員には新たに要件を付し、授業時間数や授業運営の方法などについて細かく規定されるという、教育内容の充実に向けたカリキュラム編成という大きな変化がなされたのである。

宮嶋は⁷⁾、学生がはじめて福祉職場を垣間みる機会であり、この機会を得たイメージが将来への職業選択や資格取得へのモチベーションにつながる時期を「入門実習」と位置づけ、「相談援助演習」はソーシャルワークのスキルを習得させるための授業となっている必要があるという。そして、「相談援助実習指導」では「入門実習」で抱いた福祉職場に対するイメージをより具体的にさせていくための教育が必要である。つまり、「相談援助演習」でソーシャルワークスキルを身につけさせ、「相談援助実習指導」では、「総体としての福祉職場で働くために必要なこと」と「種別職場を選択するための視点」を並行して学ばせていくことになるとしている。

以上、社会福祉士の国家試験では知識としての一定水準は保証されるものの、実習や演習については評価しづらい点も多いと思われる。そのため、これまでの実習教育や演習教育についても教育基準を明確にし、社会福祉士養成に適切な教育の確立の必要性が問われた。そうした大きな流れのなかで、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会では、①相談援助に関する理論と実習・演習教育内容の標準化、②相談援助に関する教育スキルの標

準化，③福祉現場も交えた実習教育内容並びにその指導方法の開発と標準化，④上記に伴う教員養成の枠組みと教員講習プログラムの開発と標準化，⑤①～④に基づく教員養成講習会の実施，の5つの柱を中心に検討を行い，平成25年度には「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」「相談援助演習のための教育ガイドライン」を作成した⁸⁾。さらに，相談援助実習指導においては，学生20人につき1人以上の教員があたり，大学等指針のなかで示された相談援助実習指導に関する教育内容について，個別指導および集団指導を相談援助実習の前後に90時間以上行うこととされている⁹⁾。

また，実習と演習の教育内容の連続性については，実習受入施設・機関において実際の相談援助実習を行う前に，「相談援助実習指導」による実習受入施設・機関に関する事前学習に加え，相談援助にかかる知識と技術について「相談援助演習」によって実践的に習得することが求められている。したがって，実習担当教員には実習を行う学生の「相談援助演習」の進捗状況等について実習受入施設・機関に対して説明する一方で，実習受入施設・機関はそれらについて確認することが必要である。また，実習後においては，相談援助にかかる知識と技術について個別的な体験を一般化し，実践的な知識と技術を習得できるように，実習体験をふまえて実技指導を行うことになっている。このように，相談援助実習を効果あるものとして実施し，実践力の高い社会福祉士を養成していくためには，養成校と実習受入施設・機関が一体となってこれに取り組んでいくことが不可欠となる¹⁰⁾。

図1で，社会福祉士養成課程における相談援助実習の位置づけを示した¹¹⁾。

そうしたなか，養成校と実習受入施設・機関との連携強化の目的と共に，養成校と社会福祉現場における社会福祉士としての後継者育成の使命に則り，専門職団体である兵庫県社会福祉士会では，「大学との連携事業」を新たに立ち上げた。

本稿では，本取り組みについて一考察を加えることとする。

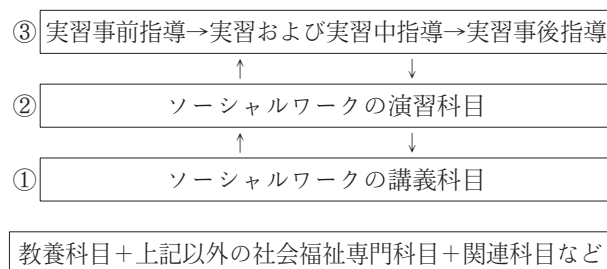


図1 社会福祉士養成課程における相談援助実習の位置づけ

出典：ソーシャルワーク実習 養成校と実習先との連携のために p29

2. 兵庫県社会福祉士会での大学との連携事業の取り組み

一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下，本県士会）では，様々な委員会が設置され，それぞれ積極的な活動が展開されている。そうしたなか，前述の2007年の法改正を受けて組織化された実習教育支援委員会（以下，本委員会）は，単に職能団体として抱えた後進の育成に関する問題意識に端を発したのではなく，社会の要請としての「社会福祉士の実践力向上」に資することを求められた委員会である。本委員会の当初の活動は，「実習指導者講習会」の運営やフォローアップ研修の企画・運営が主であったが，新しい取り組みとして，2013年より「大学との連携事業」として，大学生と社会福祉士との意見交換や交流の機会を提供する「学生交流会」を立ち上げた。将来，社会福祉士として活躍したい，または，社会福祉分野への就職を希望する等の学生に向けて，現役で活躍する社会福祉士との意見交換や交流を通じて，より明確で正確な社会福祉現場の情報提供やソーシャルワーカー像を示していこうと努めている。

本委員会では，実習指導者や学生への支援，養成校との連携を行うために，主に以下の取り組みを行っている。

①実習指導者への支援

社会福祉士実習指導者講習会を2009年より毎年開催。

実習の受け入れにあたりプログラムづくりに関するフォローアップ研修実施。

実習指導者フォローアップ研修を2010年より毎年2回開催し、実習受け入れ時の悩みや疑問の共有、スーパービジョンを行っている。

②学生への支援

社会福祉分野での現場経験が少ない学生は、実習へのイメージが明確でなく、緊張していることも多い。そこで、本委員のメンバーが大学に出向き、実際の社会福祉士像を伝える学生交流会を実施している。実習を終えた学生に対するフォローアップや、社会福祉士国家試験受験等へのアドバイスも取り入れている。2015年からは卒業論文作成のための調査、インタビュー等の協力も開始した。

③養成校との連携

本委員会の呼びかけにより、兵庫県下の社会福祉士養成校との連絡会を毎年開催しており、2016年現在、12回を数える。養成校と社会福祉現場との交流、情報・意見交換の場として社会福祉士養成教育における連携強化を図っている。

2011年には本委員会と養成校教員との共著でソーシャルワーク実習のテキストを出版した。さらに、2015年度には社会福祉士養成校近畿ブロックのフォーラムに協力し、実習指導者の要望を養成校に伝える役割を果たしている。

3. A大学における本委員会事業の活用

旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行期には、社会福祉士養成校ならびに相談援助実習受け入れ先で様々な混乱と問題が生じ、情報共有の必要性、対応の相互理解等、より一層の両者の連携が求められたのである。A大学では、新カリでの相談援助実習（以下、本実習）への具体的な対応として、旧カリから実習先であったB施設と共同で実習プログラムのモデル作成に着手し、実際に新カリでの実習でどのような成果、問題、課題等があるのかを検証した。また、新カリで実習事前指導に位置付けられた見学実習先の1施設として、受け入れ契約も結んだ。

そうした状況のなか、「大学との連携事業」開

始以前からA大学では、本委員会との関わりがあり、事業開始後の現在も継続している。具体的な教育の場における連携事業としては、次の通りである。

A大学での授業科目である「相談援助実習指導」、「相談援助演習」、「専門演習」を主として、①次年度に本実習を開始する2年次生の科目である「相談援助実習指導Ⅰ」に、本委員会の社会福祉士を外部講師として招聘し、講義とグループワークによる授業を実施、②本実習を終えた3年次生に対し、「相談援助実習指導Ⅲ」へ本委員会の社会福祉士を外部講師として招聘し、効果的な事後指導の展開、③3年次生の「専門演習ⅠならびにⅡ」のゼミ単位で本委員会の社会福祉士がA大学に来校し、意見交換会を実施、④4年次生の「専門演習ⅢならびにⅣ」では、ゼミ単位の学生がそれぞれの卒業論文のテーマに即した助言と調査を、本委員会に依頼し、協力を得て卒業論文を作成、⑤社会福祉士国家試験受験対策の一環として3年次生対象「キャリアアップⅤ」に本県士会の社会福祉士を外部講師で招聘し、4年次に向けた受験指導、⑥本委員会の企画に協力し、シンポジストとしての学生の招聘等があげられる。

こうした様子は両者の合意を得て、A大学のホームページや、本県士会の冊子で紹介されることもあった。本委員会からは、外部講師として1人の委員だけが出席するのではなく、2名以上、最多では6名の来校が実現している。職能団体として後継者育成の責務のもと、無料または1名の講師料で対応している本委員会のボランティアな活動は、社会福祉士の後継者育成において大きな使命と役割を果たしていると考えられる。

それでは、次に上記の①～⑥の各科目ごとに本委員会との連携について具体的内容を説明する。

①相談援助実習指導Ⅰ（以下、本実習指導Ⅰ）における連携

実習前の事前学習としては、実習受け入れ施設や機関に関する学習が重要である。しかしながら、

次年度に本実習を実施する実習生であり、具体的な実習先が決まっていないこの時期の学生にとって、詳細な事前学習以前に、本実習への取り組みの意義や目的等基本的な学びの確認が必要となっている。これまでに、相談援助演習で培ったソーシャルワークの知識と技術、ならびに倫理等の学びを本実習の実践につなげるために、本実習指導Ⅰでは、社会福祉士が活躍している様々な現場の情報収集や、社会福祉士の役割や業務等を知る必要がある。そうした指導から学びを深めてこそ、実際の実習先に関する事前学習の目的がいかに重要であるかを学生は知ることになるのではないだろうか。実習後の事後指導の際、「もっと事前学習をしておくべきだった」という反省が実習生から毎回、意見として出される。本実習指導Ⅰで実習先全てを網羅できるわけではないが、これまで本委員会のメンバーが、高齢者分野、医療分野、児童分野等複数の福祉現場の様子を実習開始前の受講生に講義してきたことにより、こうした反省は軽減されるのではないか。それは、前述のように相談援助演習によって求められている相談援助にかかる知識と技術について実践的に習得することにも通じるものである。

実際に、本実習指導Ⅰで本事業を取り入れ、医療分野のメンバーからの情報、さらに熱意ある説明によって、これまで進路を決めかねていたがメディカルソーシャルワーカーの魅力に関心をもち、実習先を医療現場とした本実習により成長した学生もいる。

②「相談援助実習指導Ⅲ」（以下、本実習指導Ⅲ）における連携

本実習を終えた学生に対する事後指導に本委員会のメンバーが大学との連携事業として関わっている。実習を終えた学生であるため、個々人が認識した反省や課題等を抱えて本授業に取り組むことになる。

実習目標への取り組み方、利用者の方々のみならず、職員とのコミュニケーションに関する課題、毎日提出する実習日誌に始まる記録への反省、3

種の実習形態に対する内容と達成度の問題、帰校日指導の効果、実習指導者からのスーパービジョン等、実習開始前には想像できなかった具体的な内容が抽出される。実習担当教員の事後指導が主となる本科目ではあるが、そこには実習現場の視点も当然必要である。しかしながら、本実習を終え養成校に戻った学生にとって、実習中、連日直接的な指導を受けていた実習指導者からのスーパービジョンを、実習ノートの総括ページ以降に受けることは困難になる。もちろん、個別に実習後も実習指導者から個別指導を受ける場合もあるだろうが、そういう場合、実習中の問題への対応として行われる事後指導になる傾向がある。新カリでの重要な視点、3者ならびに4者連携の体制に関して、実習後の事後指導の段階でも3者連携の体制を構築したい。そのために、実習生と実習指導教員が所属する養成校での指導に、実習指導者が参加することは効果的な事後指導となると考える。全ての実習先から実習指導者を招聘するのは困難な状態であるため、実習指導者の代表として本委員会のメンバー2、3名が参加する事後指導への参加、特に、実習報告会への参加が2015年には実現した。実習後の実習生の成長や変化を目にするのは養成校における実習指導教員である。しかし、実習指導者からも実習後の実習生の成長をみたい、確認したいという要望が以前から寄せられていた。その一つの形を構築するための発端となった本委員会との連携事業は、今後、より多くの実習先の実習指導者を招聘する形態へと発展していくであろう。

そして、本科目をきっかけに、実習先が就職先となった学生もおり、社会福祉士資格取得後、実習指導者であり本委員会のメンバーである社会福祉士が、職場のスーパーバイザーとして社会福祉士の後継者育成に携わっているのである。

③「専門演習ⅠならびにⅡ」における連携

本実習を経験し、社会福祉士国家資格を目指す学生にとって、それぞれが描く社会福祉士像にも違いが生じるものである。そうした社会福祉士像

の違いだけでなく、本実習を経験していない3年次生も含むCゼミでは、本委員会の事業を活用し、社会福祉の学びを深めようとした。

「社会福祉」という大きすぎる共通項はありながらも、社会福祉の現場や社会福祉士像等に対する理解の違い、さらに、まだはっきりと決まらない卒業論文のテーマの違い等、上記の①と②の科目とは大きく異なる学生が対象となる。そのため、6名の本委員会のメンバーが7名のゼミ生を対象に、本科目での連携事業「大学生との意見交換会」に初めて取り組んだのである。その結果、さまざまな分野に広がる社会福祉現場の説明や、活躍する社会福祉士としての役割や使命を改めて学び、卒業論文のテーマや将来のなりたい自分についても具体的な指針を得ることができた。本実習指導ⅠやⅢでの社会福祉分野よりも数多い現場の説明により、社会福祉分野での活躍を目指す学生のみならず、一般企業を視野に入れた就職活動を考える学生にとっても視野を広める学びとなった。社会福祉士の姿と共に、社会人としての先輩の姿に認識を新たにし、自分の卒業後の具体像を見出した学生もいた。社会福祉に関する質問のみならず、社会人としての所作や対応等多岐にわたる疑問や質問を投げかける学生達であったが、相談援助の専門職である本委員会のメンバーは常に適切な対応を心がけた。こうした連携事業が、次の卒業論文への協力体制にもつながるのである。さらに、本事業初の今回の活動については、前述した本委員会の「養成校との連絡会」において他の養成校にも報告され、他大学からも関心が寄せられた。その際の資料を後掲したので、参照していただきたい。

④「専門演習ⅢならびにⅣ」における連携

4年次生にとって、社会福祉士国家試験受験対応と卒業論文作成、さらに就職活動等卒業に向けての重要な対応が多い。Cゼミでは、本連携事業で卒業論文の助言と調査を依頼し、協力を得ることができた。特に、社会福祉士をテーマに卒業論文作成を進めていた学生は、本委員会の開催場所

に直接訪問し、数名の委員から助言を得たのち、その中に卒業論文に合致した事例があったため、委員の一人D氏への調査を依頼した。D氏からは協力依頼を得ることができたため、すぐに正式な誓約書等必要な関係書類の作成、手配にあたった。しっかりとした手続きと対応で卒業論文作成に臨んだ結果、事例研究としての独自の卒業論文が完成した。本学生は本実習がきっかけで、3年次生で決めていた卒業論文のテーマを大きく変更し、社会福祉士に関するテーマとなった。これは、新カリにおける実習・演習の成果が社会福祉士養成教育に大きく影響している事例と捉えている。本実習により社会福祉士資格取得へのさらなるモチベーションをあげたこと、本実習が卒業論文につながったこと、そして、現役で社会福祉士の国家試験に合格し有資格者となったこと、現在、社会福祉分野へ就職し、さらなるキャリアアップを目指していることは、本連携事業との成果として特筆する。

⑤「キャリアアップⅤ」における連携

3年次生から本格的に着手するA大学の社会福祉士受験対策の科目である。指導教員は受講生がこれまでに学んだ受験科目の復習、確認を指導しながら、これからの受験勉強の具体的指導の1つとして取り組んだ。本県士会での受験対策講座に携わっている社会福祉士を外部講師として招聘することにより、時間的余裕のあるこの時期に、社会福祉士の魅力と存在意義や役割への理解を深めながら、具体的な学習方法や受験までの体制作り等に関する指導を行った。受講生のモチベーションの向上につながり、個別学習、グループ学習へ積極的に取り組む姿がみられた。

⑥その他の連携

大学との連携事業が始まってから3年が経過したが、本事業は今や、大学生との交流にとどまてはいない。社会福祉士の有資格者であるA大学の卒業生は、大学との連携事業として複数の養成校や実習指導者を対象に開催されたシンポジウム

でシンポジストを務め、本実習がいかに社会福祉士国家試験受験や就職に活かされたかを発表した。さらに、本委員会の役割として重要な「実習指導者講習会」のスタッフを職場のスーパーバイザーと共に担い、業務期間の要件を満たす時期には、実習指導者講習会を受講し、実習指導者として活躍する計画もある。社会福祉士養成教育のなかで本事業が着々と成果をあげている。こうした卒業後の活動の場ともなってきた本委員会の連携事業は、今後、対象や活動場所をさらに広め、継続していくことが重要である。

4. 今後の課題

本委員会の活動のなかで、本稿では大学との連携事業について主に述べてきた。

社会福祉士養成教育において養成校では専門職団体との連携が効果的であることから、今後はこうした重要性に注目し、連携の取り組みをより具現化していく必要がある。図1に示したように、社会福祉士養成教育での重要な科目となる相談援助実習に至るには、まず基盤として「実習生がこれまで身につけてきた多様な知識・技術・態度など」が指摘される。そのうえの教養科目等は大学入学後に習得することになるが、有意義な本実習を目標にするためには、大学入学前からのアプローチも必要になるのではないだろうか。大学での教養科目等を習得するためのスキルを高校生の時期から意識しなければならないのかもしれない。実習事前指導時においては、誤字脱字等の目立つ計画書を提出されることがあったり、はっきりした実習目標を文章で表現できなかつたり、オリエンテーションの際、適切なコミュニケーションができず意思疎通を欠く対応など、実習指導教員も実習指導者もこのような基礎力が不足している実習生を指導することがある。そうした力不足を認識し努力するよう養成校では指導を続けるが、実習が始まってからも、事前学習不足を実習先で指摘される学生も残念ながら存在する。そこで、高校生への専門職団体との意見交換会や交流会を企画

し、より強い信念をもって社会福祉専門職を目指す受験生を増やすことも養成校と専門職団体との連携の方向性ではないかと考える。

また、連携事業の場を、養成校や意見交換会だけでなく、実際の社会福祉士が活躍する現場に設けることも提案したい。例えば、学生達には未だ浸透していないと思われる「ソーシャルワーカー」を活用するのである。「ソーシャルワーカー」とは、ソーシャルワーカーの社会的認知を高めるために2009年から「海の日」をわが国の「ソーシャルワーカーデー」として、社会福祉関係の全国17団体が加盟するソーシャルケアサービス従事者研究協議会が創設した¹²⁾。社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカーについて広く一般に広報、啓発を行い、関心と理解を得るためのイベントを各地で開催している。このような社会福祉の専門職に特化した取り組みは、学生たちの将来の具体的な社会福祉士像にもつながり、若い世代にソーシャルワークの役割やソーシャルワーカーの姿勢等を伝えるきっかけにもなる。東京での中央大会のみならず、各県の社会福祉士会が取り組む企画やイベントを実際に見学する、体験する、交流を図る等、学生が専門職団体と触れ合う良い機会だと考える。最初はイベントの見学から始まっても、次回からは企画や運営協力、ボランティア等としての見学者から一歩進んだ関わり方もできるかもしれない。たとえ、その段階で会員でなくても、社会福祉を学ぶ学生は将来の会員であるかもしれない。後継者を育成する教員としては、そうあってほしい。それは専門職団体の有資格者達もそうであろう。そこに連携事業の継続性も問われることになり、より一層、連携事業の質を高めていくことが養成校と専門職団体に課せられているといえよう。

それぞれが活躍する場所や分野だけでなく、お互いの活躍の場を理解しながら、大切な学びの時期の学生を主人公に、本事業が発展していく可能性は大きいと考える。

おわりに

本県士会が作成している広報誌では、社会福祉士を次のように紹介している¹³⁾。

「私たちはみなさまの希望を尊重し、家庭環境、生活状況や心身の状態などに配慮しながら、みなさまにとって最も良い方法で支援します。」、「社会福祉士は相談援助の専門職です。」と明記し、「ささえる」の欄では、「病気、障害、生活資金、悪質な詐欺、子育て、災害…。生きていく上で様々な困難や危機に出会った時に法律や制度、地域に有るサービス、専門的な知識が必要となる情報などを適切に助言をし、生活を「ささえる」チカラになることが、私たち社会福祉士の仕事です。」、「つなぐ」の欄では、「あなた自身や家族の方が生活の中で困ったことがあった時に、お話をよくうかがって、解決するために最も適したサービスに「つなげる」という役割を担います。」、そして、「まもる」の欄には、「預貯金や住居の財産管理、生活を支える福祉サービスの利用を本人に変わって契約するなど、成年後見人としてあなたを「まもり」ます。また、高齢の方や障害のある方を「まもる」ため、地域の自治体や弁護士などの専門職と連携し、虐待防止にも積極的に取り組んでいます。」とわかりやすく記されている。社会福祉分野での後継者育成を視点に入れ、これから社会福祉の様々な分野で活躍しようとする学生、社会福祉専門職を目指す学生、職業だけでなく日常生活の中で社会福祉と関わろうとするボランティア学生等に対しても、「ささえる」、「つなぐ」、「まもる」という相談援助の専門職団体の信念は通用するし、活かされるべきである。今後も、養成校と専門職団体との連携を強化し、社会福祉全体の質の向上を目指していきたい。

引用文献

- 1) 厚生労働省 HP
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/
- 2) 川廷宗之編『社会福祉士養成教育方法論』, 2008年, 弘文堂, pp68, 69
- 3) 前掲2) pp99~101
- 4) 前掲2) pp124~127
- 5) 前掲2) pp150, 151
- 6) 前掲2) pp205
- 7) 前掲2) pp210
- 8) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編集『相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト第2版』, 2015年, 中央法規, p I
- 9) 公益社団法人日本社会福祉士会編集『社会福祉士実習指導者テキスト第2版』2014年, 中央法規, pp19
- 10) 前掲9) pp21
- 11) 高間満・相澤穰治編著『ソーシャルワーク実習養成校と実習先との連携のために』2011年, 久美株式会社, pp29
- 12) ソーシャルワーカーデー 2016特設サイト
<http://sw-day.jp/>
- 13) 兵庫県社会福祉士会広報委員会編集『一般社団法人 兵庫県社会福祉士会』2016年, 広報 vol.6 p2

参考資料

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

第〇回社会福祉士養成校との連絡会 当日配布資料

「大学との連携事業」について

実習教育支援委員会 第1回 社会福祉士と大学生との意見交換会の概要

1. 日時：20〇〇年〇月〇日（〇） 14：30～16：00
2. 参加者：委員6名，ゼミ生（3年次生）7名，コーディネーター教員1名 計14名
3. 場所：A大学 Cゼミ研究室
4. 本意見交換会の流れ：
 - （1）事前にゼミ生からの主な質問を委員に連絡
 - （2）各委員からプロフィールと共に，質問へのコメント等のメールを教員に送付
 - （3）各委員の添付ファイルを基に当日資料を教員が作成
 - （4）参加者全員の座席プレート，飲み物，菓子等当日のセッティング等を学生が担当
 - （5）社会福祉士である委員が全員揃って来校
 - （6）Cゼミ研究室にて意見交換会
5. 内容：
 - （1）自己紹介(教員作成の資料使用)
 - （2）社会福祉士会の組織と活動について説明（当日，委員が資料持参）
 - （3）学生からの質問を中心に，意見交換
 - ①現在の活躍現場の様子，仕事の様子，社会福祉士のポジションについて
 - ②社会福祉士になるまでの経歴等
 - ③取得資格と役立つ資格について
 - ④学生と同年代（20歳前後）の頃の様子
 - ⑤福祉分野での仕事をやめようと思ったことや，続けている理由
 - ⑥相談援助実習への取り組み方について
 - ⑦その他
6. 所見：
 - ・相談援助実習における連携，特に，実習先と実習生との関係強化につながり，両者共に実習の取り組みに効果があると思われる。
 - ・社会福祉士という専門職の大先輩という関係のみならず，人生の先輩，経験豊富な社会人からのアドバイスは，相談援助実習をひかえた学生や，就職を意識する学生にとって大変有意義であった。
 - ・学生から，今後もこうした企画に積極的に参加したいと要望があったことは，本取り組みの成功を示すものと考えられる。
 - ・本取り組みの継続について，相談援助実習振り返り授業の一環として，委員をゲスト講師として招き，より多くの大学生と関わる機会を設けようと調整中。